

(別表) eラーニングシステム利用対象者の範囲

区分		利用対象	想定される職員等
構成団体職員・構成団体が構成する一部事務組合に所属する職員	特別職 (非常勤職員含む。)	×	知事、市町村長、議員、副知事、副市長村長、行政委員会の長、顧問、参与、調査員、学校医 等
	一般職 注1・注2	○	任期の定めのない常勤職員(臨時的任用職員含む。)、暫定再任用職員、育児休業等代替職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員(臨時的任用職員含む。) 等

注1 埼玉県立学校及び埼玉県内の市町村立学校に勤務する教員及び埼玉県警察職員は利用対象外。

注2 構成団体以外に退職派遣中の職員は利用対象外。